

永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第4号

永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例

永平寺町行政組織条例（令和4年永平寺町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設課」を「建設課

えい住支援課」に改める。

第3条総合政策課の項中（6）を削り、（7）を（6）に（8）を（7）に改め、（9）を削り、（10）を（8）に（11）を（9）に（12）を（10）に（13）を（11）に（14）を（12）に（15）を（13）に改め、建設課の項中（6）から（8）を削り、（9）を（6）に（10）を（7）に改め、（11）から（13）を削り、（14）を（8）に改め、同項の次に次の項を加える。

えい住支援課

- （1）都市計画（公共下水道を除く。）に関する事。
- （2）景観行政に関する事。
- （3）宅地造成に関する企画、総合調整及び推進に関する事。
- （4）移住・定住支援に関する事。
- （5）企業誘致に関する事。
- （6）住宅関係の補助事業に関する事。
- （7）空き家等の利活用に関する事。
- （8）建築確認等に関する事。
- （9）屋外広告物に関する事。
- （10）その他定住支援等行政に関する事。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（永平寺町都市計画審議会条例の一部改正）

2 永平寺町都市計画審議会条例（平成18年永平寺町条例第133号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設課」を「えい住支援課」に改める。